

グループホーム いろり端石岡 指定認知症対応型共同生活介護

〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業運営規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人 愛の会が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（事業の目的）

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示、石岡市指定地域密着型サービス事業基準条例の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

（事業所の名称及び定員）

第4条 本事業所の名称、所在地は次のとおりとする。

- （1）名称 グループホーム いろり端石岡
- （2）所在地 石岡市根当11008番地13

（職員の員数及び職務内容）

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
但し、同一敷地内の他の業務との兼務は可能とする。
- ② 計画作成担当者 2名（各ユニット1名）
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。
- ③ 介護職員 10名以上
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。
なお、員数については「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に

関する基準」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を満たす人員を配置するものとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は、18名とする。

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- ① 食材料費 39,000円/月
- ② 家賃 34,000円/月
- ③ 光熱水費 18,000円/月
- ④ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが
適当と認められる費用・・・実費

2 月の中途における入居または退去については日割り計算とする。

3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座振替または銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各項を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第 11 条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第 12 条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第 13 条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第 14 条 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第 15 条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 16 条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第 17 条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第 18 条 従業者等の質の向上を図るため、次の通り研修機関等が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- ① 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- ② 虐待防止に関する研修 年 1 回

- ③ 経験に応じた研修 随時
- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金出納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人愛の会と事業所と管理者等の協議に基づいて定めるものとする。

(運営推進会議の設置)

第18条 提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービス、サービスの質の確保を図るために運営推進会議を設置する。

1. 構成員

- ① 利用者または利用者の家族
- ② 地域住民の代表者（自治会、民生委員）
- ③ 市職員または事業所の区域を管轄する地域包括支援センターの職員
- ④ 認知症共同生活介護について知見を有する者等

2. 開催回数

概ね2ヶ月に1回以上

3. 会議内容

- ①事業所の活動状況を運営推進会議に報告し、構成員から評価を頂く。
- ②運営推進会議から必要な要望、助言等を聞くこと。

4. 記録及び公表

会議の内容について記録を作成し、公表（施設内掲示など）するものとする。

付 則 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

※平成18年 4月 1日 一部改定

※平成18年 9月29日 一部改定

※平成25年12月 1日 一部改定

※平成27年 4月 1日 一部改定

※令和 1年10月 1日 一部改定

※令和 4年10月 1日 一部改定